

文教福祉委員会

平成28年8月31日（水）  
午前9時00分～午後2時19分  
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、  
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、  
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
- ・富士大和温泉病院 佐野富士大和温泉病院長、大中富士大和温泉病院事務長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・決算議案審査について

○重松委員長

おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

まず、審査に入ります前に、昨日も言いましたけれども、執行部の皆様方におかれましては、特に限られた時間で集中的な審議が必要でありますので、簡潔な説明でお願いいたします。

なお、経常的な経費とか円単位までの決算額の数字の読み上げは必要ありませんので、よろしく願いしておきます。答弁は、役職にかかわらず、質問に対して、回答できる方がされるようお願いしておきます。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款第1項社会福祉費について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、第3款第1項 説明

○重松委員長

ただいま、執行部から社会福祉費の説明がございましたけれども、委員の皆さんから何かこの件について、質疑があれば御質疑をお受けしたいと思っておりますけれども。

○福井委員

民生・児童委員のことでちょっとお伺いしたいんですけど、20の資料の72ページですか。

つとに民生委員の高齢化であるとか、あるいはやめられたら、なかなか補充ができないというようなことも聞くんですけど、現状では、就任に関しての年齢制限というのは、ど

んなふうになっているのか、まず、それをお伺いします。

○成富福祉総務課長

基本的には65歳以下となっておりますが、それではなかなか地域事情に合わないということで、75歳まで容認されるようになっております。新規じゃなくて、再任される方につきましては、75歳を超えても1期だけは再任できるというふうになっておるところでございます。

児童委員のほうは、若干年齢が下がって、55歳以下が基本になっております。

○重松委員長

よろしいですか。

○福井委員

現状で75歳以上というのは、何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○成富福祉総務課長

ちょっと調べさせていただきますので、時間を下さい。

○福井委員

それで、要は、自治会関係とのいろんな話し合いなんかをすると、一旦、民生委員あたりが欠員になると、なかなか補充ができない。先ほどの例ですと、528人で欠員が8、現在は6ということなんですけども、この中には、なかなか手がないので、自治会長が兼任をされているというようなケースもちょっと聞きますが、どれぐらいその辺の人数がいらっしゃるのか、ちょっとその辺はわかりますか。

○成富福祉総務課長

データはあるかと思えますので、調べさせていただきます。

○重松委員長

2点ですね。

よろしいですか。

○福井委員

要するに、この補充に関する手だてというのを市としてはどんな考え方を持っていらっしゃるのかをきちんとお伺いしておきたいと思えます。

○成富福祉総務課長

今年度は民生委員の更新ということで、11月末で一旦、民生委員の任期が切れて、今、推薦作業をやらせていただいているところです。実を申しますと、定数が2ふえまして、今、538名になっておりますが、500名弱しか推薦を受けておりません。今から11月末に向けて改善するような努力をしていきますけども、改善の方法の一つとして、やはり、単位自治会長に推薦をお願いしているということで、単位自治会長個人に対する負担として言われることがございます。対策として考えておりますのが、校区全体で不足している民生委員の地区の候補者の選定とかという形で、自治会だけではなく、当然、民生委員協議会

の会長、あるいは校区社協の会長、公民館長、そういった方々、地域の実情に詳しい方々に、推薦委員会みたいな会議を開催していただいて、その中で、欠員となっている民生委員の地区の分の推薦者を選定して、またお願いをあわせて一緒にするとかということ、幾つかの地区でやらさせていただいております。

そのほかと申しますと、全体的な話になりますけども、やはり、民生委員に対する仕事の量の負担感、そういったものを少しでも少なくする方法ということで、地域福祉計画の中で掲げておりますが、地域における民生委員の手助けになるような福祉協力員の配置とか、また、そういった地域での支え合い活動ができるような環境整備をすることが、民生委員の負担の軽減になり、また民生委員のそういった推薦を受ける上で、気持ちよく民生委員をお引き受けいただけるような環境になるのではないかとということで、今、運動を進めているところでございます。

#### ○福井委員

いずれにしても、先ほどちょっと言われた中で、稼働も年間で160日みたいな表現もされているし、かなり高いですね。大体1人300件ぐらいの内容をやられているということもあるので、やっぱり訪問活動を含めて、やっぱりその辺をきちんと——今、もうある程度、回答みたいにして福祉協力員とかと言われたけれども、その辺のことを、もっと適宜に聞き取りとか、それから、実情の把握をもっと綿密にというか、きちんと現場に沿ってやっていくことが必要ではないのかなということ、強く感じる場所なんですよ。

ですから、そういう面も含めて、先ほどちょっと言われたみたいに、私も資料請求をしていますけど、やむを得んから自治会長がするみたいなことになっているけど、本来は、この民生委員・児童委員というのは、あんまり他のものと兼任しないほうがいいと思うんですよ。仕事量とかを含めて、その辺のことも含めて、やっぱりあり方の検討というのは必要になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○成富福祉総務課長

御提言ありがとうございます。以前ですね、3年か4年前の更新のときに、民生委員さん方に、現状とか御不満、そういったもののアンケートをした形跡がございまして、今回についても、新しい民生委員、また、おやめになる民生委員さん方にそういった意見、アンケートなりをとって、実際に思われている——日ごろより、協議会のほうで御意見を賜ってはおりますが、改めてそういった形のものを検討できればなと今考えたところでございます。

#### ○松永憲明副委員長

民生委員への相談件数というのがかなり多い状況の中で、それをどこへどうつないでいくかというのは、民生委員としてもかなり労力を要するところだろうと思うんですね。そういったところで、どういうふうになさっているのか、少しわかりやすく教えてください。

#### ○成富福祉総務課長

基本的には、それぞれ該当の――障がい者の方であれば障がい福祉課、生活保護のことであれば生活福祉課、それぞれの部署にまずは相談いただくということが基本になるうかと思えます。

あわせてそういった形で、生活保護にもならない、障害手帳にも結びつかない、福祉も受けられないと、そういった部分でかなりお困りの部分があるということは事実としてあるうかと思えます。そういった意味で、今年度、新たに国のモデル事業として取り組んでおります多機関共同事業ということで、新たな総合窓口的なものを配置して、そういった、これまでなかなか民生委員の期待に応えられなかった部分にも応えられるような相談窓口を設置して、対応を図っていければなど、今、計画をしているところでございます。9月1日からスタートの予定でございます。

○松永憲明副委員長

今、言われたのは、9月から本庁に配置をするということですか。

○成富福祉総務課長

補正予算のほうでお願いしておりましたとおり、9月1日の契約で、市社協のほうから推進員2名を市役所の福祉総務課内に配置するようしております。それで、実際に窓口が配置できるのは、1階の増築工事が完了した時点で、窓口をきちんとした形で、受けられる体制を整えたいと思っております。

○重松委員長

よろしいですか。

ちょっと待ってください。積み残しが2つあったんですけども、わかりましたか。

○福祉総務課副課長兼福祉政策係長

75歳以上の民生委員につきましては、8月末現在で43名いらっしゃいます。

○重松委員長

もう1点は。

○福祉総務課副課長兼福祉政策係長

自治会長については、今、調べています。

それとあと、先ほど、主任児童委員の年齢要件について、55歳以下と言いましたけれども、正確には55歳未満となっております。また、主任児童委員の年齢要件について、再任の場合は、原則として65歳未満というふうになっております。

○重松委員長

それでは、ほかに。関連ですか。

○江頭委員

この報酬の見直し、改定というのは定期的に行っているんですか。例えば、任期が終わって、時代背景もあるんでしょうけど、その辺を具体的にお願いします。

○成富福祉総務課長

特にそういった報酬の額を上げる下げるという協議会とかを設けたりはしておりませんで、ここ数年は、そういった協議会なりを検討した経緯はないようでございます。

○江頭委員

これは何年前からずっと一緒の報酬なんですか。

○成富福祉総務課長

私が5年前に来ておりますが、少なくとも5年間は値上げはあっていないようでございます。ちょっと、詳しく調べさせて——すみません。報酬ではございません。活動費の補助でございます。

○重松委員長

正式に年数を聞くんですか。

○江頭委員

やはりですね、何でも役職——これだけのボリュームがあつて、やはり活動費の補助、これはやっぱり何の役を受けるにしても、よく出てくる話だと思うんですよ、実際のところ。出にくい話だけど、本当は、そういうところをきちっとやっぱりしていかないと、これだけ活動量だけふえて、全くその報酬というか、活動費の補助ですか、そういうものがずっと見直しもないというところは、やはり検討する余地はあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○成富福祉総務課長

2分の1の県の補助もいただきながら、活動費補助を出しているわけでございますけれども、県の補助の部分も含めて、私どもそういった検討ができるか、財源等を踏まえて検討できればと思っております。

○重松委員長

年数はいいですか。見直し期間の。

○成富福祉総務課長

2分の1を県の補助でいただき、2分の1を市費で出しております、県の補助の要請もしていく上で、私どもの出し分も検討していく必要はあろうかなと思っております。

○重松委員長

それでは、いいですか。ちょっと待ってください。

先ほど江頭委員から出ましたけれども、活動費補助の見直し期間ですね、正式な年数ということですから、その答弁を後で調べてお願いいたします。

関連でほかにありますか。

○高柳委員

民生委員の方が非常に活動をされていることに本当に感謝しますが、私の知人が、男性で、私によくつづやかれることが、なかなか1人で個人宅に行けないと。そういう時間帯とか、どうしても女性の場合が広く活動ができると。自分の地域にはほかにいないか

ら、僕がやっているんだけどもという声を聞きますが、年齢とか何かの制限はありますが、女性、男性どちらがいいかとは言えませんが、活動を広く——個人宅を訪問できるような中身であれば、女性の方が向いているかなというような中身で、そういうふうな人選をされるときには、より効果的に動けるような人材を選ばれるとっていますが、何か指導されていますか。

○成富福祉総務課長

特に男性とか女性とかというようなお話はありませんで、要件等を踏まえて、その地域の事情に詳しい方とか、そういった一般的な要件としてお願いをしているような状況であります。男性がいいとか女性がいいとかという話は、推薦の段階では一切しておりません。

○高柳委員

民生委員の方から、今、私が言ったような御意見等は上がっていないんですか。

○成富福祉総務課長

お伺いしたことはございます。実際の対応としては、そういった家庭を訪問する場合には、女性の民生委員と一緒に同行してもらって行ったりしているということで対応されているということは聞いたことがございます。

○白倉委員

ちょっと委員長、資料請求をお願いしたいんですけども、民生委員に関することなんですけど、先ほど75歳以上が43名いらっしゃるということですので、定数の536人の、大きく何十歳代という感じで結構ですので、5歳区切りがあれば一番いいんですけども、それはすぐ出ますか。どんなですかね。それを検討していただきたいのと、それと活動費補助の額をちょっと存じ上げませんので、これは、今現在、幾らを活動費補助として支給されているのか。

○成富福祉総務課長

月額9,700円となっております。

○白倉委員

それは他市状況なんかと比較して、そろっているものかどうか。

○成富福祉総務課長

他市に劣るような数字ではないと考えております。半額とか、もっと少ない金額の市町村も結構あるようでございます。

○重松委員長

ちょっと整理したいと思いますけども、まず資料請求が出ていますけども、年代別の人数についてですが、それは委員会の総意ということでもいいですかね。

(発言する者あり)

それでは総意ということですが、提出には時間がかかりますか。

○成富福祉総務課長

確認しないとわかりませんので、ちょっと時間を下さい。

○重松委員長

それと積み残しが2点ありましたけども、わかりますか。

○成富福祉総務課長

自治会長と兼務されている方がどれくらいいらっしゃるかということが1つかと思います。

それと、先ほどの年齢別の人数を出してほしいと。できれば5歳刻みでということですよしかたでしょうか。

○重松委員長

もう1つ、活動費補助が何年ぐらい見直されていないかというのがあったですね。

○成富福祉総務課長

活動費の分が2番目。3番目に、5歳刻みの年齢区分の民生委員の分ですね。

それと、他市の状況は結構ですか。

○白倉委員

他市と比べても決して低いものじゃないということをはっきり今言われましたので、それが確認できれば結構でございます。

○重松委員長

そしたら、そろった段階で意思表示をしてください。お願いしておきます。

○松永憲明副委員長

校区の人数、住民の戸数ですか、早く言うと戸数によっても、1人当たりの受け持ち戸数といいますか、かなり違うと思うんですよ。小さい自治会で1人民生委員がおられて、かなり大きな世帯数の中でも1人だとか、いろいろあると思うんですね。そこら辺がどういう状況なのか、わかりますか。

○成富福祉総務課長

確かに、地域によって、かなりのばらつきがございます。三瀬、富士等、山の付近に行けば、100軒未満、60軒とか70軒とかいう方もいらっしゃいますし、兵庫地区とかになれば、300軒をはるかに超える、400軒、500軒とかという方も中にはいらっしゃいます。平均的な考え方としては、140軒が一つの目安として考えられておきまして、そういったところで、今回、兵庫地区に定数を1ついただきまして、平準化を図るような形でやっているとございます。

○松永憲明副委員長

そうすると、兵庫地区はかなりの件数があるから1名増ということでしょうけども、全体的なそのデータはありますか。

○成富福祉総務課長

全体的とおっしゃると、どういったイメージの……

(「佐賀市全体で」と呼ぶ者あり)

校区ごとの……

(「校区ごとに」と呼ぶ者あり)

校区ごとの全体の世帯数と、民生委員の数でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

その中でも、多少変動がありますので、1人ずつ出すとなると大変かと思うんですが。

(発言する者あり)

校区ごとで出させていただきます。ちょっと時間を下さい。

○重松委員長

それは資料請求でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これは委員会の総意ということで、全員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは全員ですね。はい、わかりました。

そしたら、資料請求が2点出ています。それと、まだ積み残しが1点ございますので、ひとつよろしく願いしておきます。

それでは、関連はいいですか、ほかに関連質問はありませんか。

○永淵委員

先ほど高柳委員がおっしゃった話なんですけれども、実は議会報告会等でもこの話は上がっております。男性の方で、非常に意気込みを持って臨んだところ、女性のところに行ったところ、全然そういうことはなかったんだけど、ちょっとセクハラ的なことがあったようなことを言われて、非常に萎縮したと。そんなことは全然なかったんだけどということで、やはりこういう男女のそういうトラブルというかですね、そういうところで、非常にデリケートなんです、男性が個人宅に入っていくということ自体がですね。だから、このあたりをやっぱり吟味して、何かいい方法を編み出していく必要があるのかなと。本当に現場からそれは上がってきている声なので、お願いしたいなという要望を上げておきたいと思います。以上です。

○重松委員長

答弁はよろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○福井委員

資料で、さっき言われた中で、年代層を言われたけども、もし男女の比がわかったら教えていただけますか。

○重松委員長

男女比まで入れてくださいということですね。

そしたら資料請求は2点ですね。

関連ですか。

○白倉委員

民生委員というのは、証明証みたいなものは、国から来た分で見ただけですが、今は何もかも地域の中で顔がわかっている区域ばかりじゃないので、例えば、活動されるときに、大きな身分証明といますか、そういうのはお持ちなんですか。

○成富福祉総務課長

訪問の際には、基本的には首から下げる、私どもと同じようなものを、民生委員証がございまして、それをお持ちいただいております。

○村岡委員

資料番号20の75ページ、生活困窮者自立支援事業の生活自立支援センター事業のことに  
ついてなんですけども、まず表の新規相談者と支援プランを作成し、支援した者という区  
分がありますけども、まず、このプランを作成して支援した方というのは、上の新規相談  
者に対してなんででしょうか。それとも、相談内容によっては、年度をまたいだりしてい  
るので、その年度内で支援プランを作成して支援した人かどうかというのをまず確認させ  
てください。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

支援した方の中には、前年度からの継続、例えば前年度の1月とか12月とか、またぐ方  
がいらっしゃると思いますので、そちらまで含まれております。

○村岡委員

そうすると、年度で100人、新しく相談される方がふえた上で、支援をした方というの  
が、年度の件数としては横ばいになっているので、この辺の状況というのを市ではどのよ  
うに捉えていらっしゃいますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この事業も平成25年度から始めておりまして、このプランというのが、おおむね半年か  
ら1年をかけて目標を定めて支援をしていくというものになります。それに対して、この  
事業を始めてみますと、中には相談に来られて、例えば就職したいという方、そういった  
方は簡単な、例えばハローワークへの同行等、プランをつくるまでもなく、そういった簡  
単な支援で目標を達成されるという方もいらっしゃいます。

あるいはそのプランをつくらずに、単に聞いてもらいたいとか、相談だけしに来ると  
いう方もいらっしゃいまして、必ずしもプランをつくった方だけが支援をしたというわけ  
じゃなくて、短期間での支援とか、簡単な支援という方は、別にいらっしゃるというふう  
に思っています。

○村岡委員

はい、わかりました。心配したのが、相談内容が複雑化しているような内容もあるので、

なかなか大変で進まなかったのか、それとも、要するに、件数がふえていったので、人的にスタッフとしても足りなくてというような状況があれば、そういったところをふやさなきゃいけないかなというような手だてもあるかとは思ったんですけども、そうじゃなくて、短期で、こう言うってはあれですけども、さばけるような件数も多かったというふうに認識してよろしいわけですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

このプランをつくるとなると、やはり、御本人様にも目標設定となりますので、なかなか抵抗があるという方もいらっしゃるようなので、その辺は、極端な話をすると半年かかる場合でもプランをつくらないで支援する方というの中にはいらっしゃいます。いろいろな形で、本人の状態に応じてプランをつくる、つくらない、期間をどのくらいにするかというのは決めて進めさせていただいているところでございます。

○福井委員

資料20の73ページの災害時要援護者避難支援対策事業のことなんですけど、これはいわゆる要支援者数が1万2,896人で、情報提供に同意したのは約5,000人と。つまり、ざっと見て4割弱の人が同意をして、その同意をした人に対してもろもろの支援とかということになってくると思うんですけど、そもそも1万二千何がしという数の根拠はどこから出たのか、そして、同意が何でこんなに少ないのかなという、その辺のことをまずちょっと御説明いただけますか。

○成富福祉総務課長

1万2,896人ということでございますけれども、1つが、要介護認定を受けている方で、情報連携により中部広域連合のほうからデータをいただいております。要支援1、2及び要介護1から5の方をリストアップしていただいております。そのほか、身体障害者手帳をお持ちの方で、身体障害者手帳の下肢、体幹の方、あるいは視覚の1級から3級、聴覚の2級から3級、また、知的障がい療育手帳Aをお持ちの方、精神障がいの手帳1、2級をお持ちの方などが含まれてのものでございます。そのほか、以前の制度で1万8,000人程度の登録がございましたけども、その方もあわせて登録という形で——当然重複もしておりますが、そういったもろもろを含めまして、約1万3,000人の方を把握しております。

それで、この方々に対する支援がないということでは決してございません。災害対策基本法のほうでこういった方を把握しておきなさいと、こういった方々については、災害時については、情報連携して各団体に提供しなさいということでございますので、情報提供できるように台帳等を整備しているところでございます。

今回やっております同意というのが、民間である自治会、民生委員とか、そういった方々との情報共有を日ごろから行くと。災害時ではないときから、日ごろの見守り等に活用するというので、同意をいただいているものでございまして、同意いただいた5,000人の方については、自治会、民生委員、校区社協、おたっしや本舗、それと市社協等にも

情報を提供しておりますが、そういった方々が日ごろからの見守りの対象ということでの5,000人ということでもあります。これをふやしていく努力ということが一つの方向性ではありますが、中には、やはり自分の障がいを隠したいとか、そういった方々もいらっしゃるのですが、これをむやみに皆さん全員に登録してくださいという強制的な進め方というのは、難しい場合もあるということでは理解をしております。ただ、多いにこしたことはございませんので、こういった形で、新たに障がいとなられた方、新たに要介護認定を受けられた方々については、こちらのほうから登録されてはいかがですかという文書を送る予定としているところでございます。

○福井委員

そうすると、例えばいろんな文書の配付であるとか、こういったガイドというのは、同意された5,000人を対象にしているということですよ。

○成富福祉総務課長

登録された方々に直接お配りはしておりません。当然、要求されればお配りしますが、支援ガイドはどちらかといえば、支援するほうの立場の方に向けたものが強うございます。こういった制度をやっていますよと、皆さん方も協力してくださいということで、おたっしゃ本舗のケアマネージャーを対象にした研修会とか、民生委員とか、自治会長さん方にこの支援ガイドをお配りしているところです。地域でこういった説明をしてくださいとかという話があれば、当然、このガイドをお配りしながら内容の説明等をしておりまして、登録された方々に漏れなく配付をするというような形はとっておりません。

○白倉委員

私もこの点をお聞きしようと思っていたんですが、先ほどちょっと最後のほうに言われたんですが、私の知る範囲では、この災害対策基本法に基づいて同意を求めてきたということが余り頭に残っていらっしゃる方も結構いらっしゃるように思うんです。それで、もちろんむやみやたらに情報をあれするものじゃありませんが、今後、こういう制度がありますよということを、もう一回周知徹底するつもりかどうかというのはどういうふうな、今後ということでお尋ねしたいと思うんですが。

というのが、熊本震災なんかがあったときに、全く機能していない部分も——本当に下肢の不自由な方のところなんかですね、そういう事例もありましたし、まず登録という部分の今後のことについて答弁をお願いします。

○成富福祉総務課長

今も何度かそういった出前講座的なものの要請があれば、地域福祉計画とあわせてこの避難支援ガイドも説明をさせていただき、こういった制度があることについて啓発に努めているところです。

それで、先ほども申しましたように、新たにそういった障がいになられた方の情報は、うちのほうに来るようになっていきますので、その情報をもとに、該当される方については、

登録の勧奨と申しますか、そういった文書を定期的に送っていくような形にしたいと思っております。

○白倉委員

新たな登録じゃなくて、既にその対象の中で、登録されているのが半分以下なんですよね。こういうことがあるということ再度何らかの形で周知されるつもりはないのかどうかということ——残念ながら本当に御存じないということも見受けられましたので、この部分をちょっとお伺いしたいんですが。

○成富福祉総務課長

費用のかかることになろうかと思えますけれども、ホームページ等については現在も載せております。あと、市報等についても、年に数度なり、そういった掲載をするということを検討したいなと思っております。

○白倉委員

ホームページ等々を見るのがなかなか難しい方が対象でございますので、機会があれば、費用のことももちろんございましょうが、あらゆる手段で、地域の中とかいろんな部分を考えながら、法の改正に基づいて、こういったことが今ありますよと。こうやって個人情報も大事にしますし、何とかかんとかということを具体的に伝達できる機会というのを、ぜひ——既に1万2,896名ですか、その方たちに対しても周知していただくようお願いしておきたいという意見を申したいと思えます。

○江頭委員

これってですよ、該当する方が緊急避難のときに誰がするという名前を書く欄がありますよね。これ2名ぐらいあるんですよ。実は、実際に災害、緊急的なことがあったときに、本当に該当者の人たちにとって一番いいのは、隣近所の人がいいんですよ。でも、やはりその人たちが受けない。私のところにも回ってきたケースがこの間あって、その2名なんか——あれは2名記入するのでしょうか。だから、あのあたりで、実際にネックになって出さない人がいるんじゃないかなとそのときに感じたんですね。私も初めてで、そういう様式も知らなかったからですね。やはりそういうところがネックになって、どうしようよと、本当に困って私のところに見えて、私はいいですよと。でも、本当は隣の人がということを行ったんですよ。実際、隣の方に相談しましたかと言ったら、あんまりいい返事をもらえなくてということで、本当に困っていた部分があって、その様式を満たさないといけないことに対して、非常に困っている状況だったから、その辺は、やはりもうちょっと改善の余地があるんじゃないかなと。あの様式を埋めるというのは、非常にですね、私たちは簡単に思っているんですけど、やはり該当する人にとっては、特に弱い立場の人というのは、どうしようかと、それで悩んでいらっしゃるケースがあると思うんですよ。その辺はやはり、担当としてもうちょっと心配りが欲しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○成富福祉総務課長

実はですね、この1万二千何ぼの方に郵送して、回答いただいた5,000人の方のときには、支援員の登録要件を外してやっております。そうしないと、同意を得られる確率が減るといって外してやっております。今回、今年度、この5,000人の方々に、改めて支援員の登録をお願いしますということで、今、照会文書を送っているところです。実際に戻ってきているのが半分程度でございます。これが、この制度の一番の課題でございます、ないものはないで、とりあえず、ない中で登録をさせていただいて、今後、地域の課題として、福祉協力員の問題、地域でのそういった見守り活動の問題、そういった課題を解決する中で、あわせてこういった支援を要する方々の支援員の登録という作業が一步步進んでいけばなということで、大きな課題として、当然認識をしているところでございます。

○白倉委員

福祉協力員のことなんですけれども、先ほどから、今も福祉協力員と名前が出ました。民生委員の説明の際にも福祉協力員と協力しながらということを言われましたが、この平成27年度に関しては、結局、地域福祉協力員の目標を上げられていましたけれども、目標をどれくらい達成して、何人登録され、今現在活動されているのかということの説明をちょっとお願いしたいんですが。

○成富福祉総務課長

平成28年度からの計画でございます、今年度から取り組みをしております。まだまだですね、従来からありました8校区の部分で、ちょっとデータは後で見ますけれども、今、ちょうど校区に入っていくながら、幾つか見通しが出てきている校区もございますので、年度5校区程度ずつ何とか広げていながら、全校区にこういった配置をできればと思っております。

○福祉総務課副課長兼福祉政策係長

平成28年度現在の福祉協力員の設置校区数が12校区で、協力員の数は495名となっております。

○白倉委員

申しわけありません。平成27年度のこの推進費に対して、今のところそういうあれが出ているということですね。はい、わかりました。

○重松委員長

よろしいですね。ほかに。

ほかにないようでございますので、ちょっと私から1つだけですね。障がい者の方からちょっと相談があって、障害者手帳があるでしょう。これちょっと私は見たことがないんですけども、その方はよくタクシーを利用されるんですけれども、今は結構、ドライバーの方は年配の方が多いと、タクシーの運転手がですね。老眼鏡は持たんで、どっちかと言

うと、タクシードライバーは遠方を見る眼鏡とかコンタクトをしてあるけんが、障害者手帳の字が非常に小さいということで、ちょっと見えないと、今度つくるときは少し大き目にしてくれんかというような相談がありましたんで、障害者手帳は小さいんですか。よくわからないんですけど。

○蘭障がい福祉課長

タクシーの運転手が割引をする際の確認ということですかね。手帳自体が身体と療育手帳と精神手帳の3種類ありますもんね。我々は小さいとはちょっと感じないぐらいの字の大きさかなとは思うんですけども、手帳自体の発行は県のほうで行っておりますので、そういう御意見というか御要望があったということをお伝えしたいと思います。我々のほうで大きくできるとかできないとかは、ちょっと申し上げられません。

○重松委員長

はい、わかりました。

○白倉委員

1点お願いします。

主要な施策の説明書の82、83ページなんですけれども、人権の部分ですね。これに関しては、平成26年度の決算を審査した委員会なんかでも、ありように対していろいろ意見とか附帯決議みたいなものが出されていたと思うんですが、そういった議会からの提言を受けて、平成27年度事業として、新たに取組まれたことといたしますかね。従来とはまた違う目線で——人権問題としては本当に同和だけじゃなくしていろんな複雑な人権問題というのは、最近、特に多いと思うんですが、平成27年度で新たに取組まれたことがここにずっと書いてありますが、ございましたら御説明をお願いします。

○北島人権・同和政策課長

新たに取組んだものは、この地域改善事業の中ではございません。またあとでご説明いたします社会教育経費の中で実施しているものとして、市民意識調査を行いました。その中でやはり企業とかにおいては、その分の意識がちょっと低かったものですから、その中で回数をふやしたり、充実という形で考えておりますけど、地域改善事業の中ではちょっと取組んでおりません。

○重松委員長

よろしいですね。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、以上で社会福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、第3款第2項高齢者福祉費について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、第3款第2項 説明

○重松委員長

ただいま執行部から高齢者福祉費について説明がございましたけども、委員の皆さんから何かこの案件について御質疑等ございましたら、質疑をお受けいたしたいと思っております。

○村岡委員

済みません、資料20の93ページ、地域支援推進経費で確認なんですけど、昨年と同じ経費から見ると、1,200万円ぐらい低くなっているのは、何か事業を廃止されたのがあったりしたんでしょうか。大きいかなと思ったので、確認させてください。

○重松委員長

わかる方。時間がかかるんだったら、後でもいいですよ。わかりますか。

○江頭高齢福祉課長

平成26年度は、地域共生ステーション開設支援事業と申しまして、託老所とかへのスプリンクラーの設置の補助がございましたけれども、県補助事業で平成26年でこの事業が終了いたしましたので、その分の費用が計上されていると。金額はちょっと今確認をしているところでございます。

○高柳委員

89ページの敬老祝金について。この88歳は直近に88歳になられた方と理解しますが、100歳以上のうち、新たに100歳になられた方は何人でしょうか。

○重松委員長

そしたら、ちょっと答弁に時間がかかるようでございますので、後で答弁をお願いしたいと思いますが、わかりますか。

○江頭高齢福祉課長

平成27年度ですけれども、208人のうち86名の方が新100歳でございます。86名です。

○永渕委員

資料番号、20の93ページ、認知症対策経費の認知症サポーター養成講座で学校のほうが入っておりますけど、どこの学校だったかを教えてください。

○高齢福祉課地域包括支援係長

神野小学校を1カ所させてもらった分と、あと城南中学校とかですね、そういったところも含まれております。済みません、全部ではございません。

○永渕委員

全部ではないと、この2カ所ですらよろしいんですか。それと、もう1つは、主は学校側からの御依頼だったか、確認をお願いします。

○高齢福祉課地域包括支援係長

校長会で担当から説明をさせていただきまして、こういった事業をしておりますので、ぜひ授業の中で組み入れていただきたいというお願いを校長会で担当がさせていただきまして、その中で、自主的に実施していいと言ってくださったところもあるんですけども、

おたっしゃ本舗で地域の学校に教室開催ということをお願いにまわったところもございません。

○白倉委員

91ページの生活支援事業費の中の配食サービス事業なんですけれども、この件については以前に私も一般質問したり、いろんな意見も上がっているんですが、平成27年度の9月までは配食サービス、10月以降は安否確認事業に事業内容を変更ということになっているんですが、利用実績としては、118人で延べ配食数と安否確認数が書いてあるんですが、ここをもう少し詳しくですね、本来なら、従来、配食サービスは安否確認がセットになって始まった事業だと思うんですね。ところが、ぽんとお弁当だけを置かれて、冷たくなっていたとか、そういうことがあったもんですから、安否確認をしっかりとってくださいねという意見がずっと上がっていたんですが、この辺のちょっともう少し詳しい説明をお願いいたします。

○江頭高齢福祉課長

御説明いたします。

資料番号20番に書いております数字ですけれども、まず、配食数の4,493とありますのは、4月から9月までの配食数でございます。そして、安否確認数とありますのは、10月から3月までの安否確認数でございます。後半が減ったように見えますけれども、まず配食数につきましては、1日2回配食される方もありますので、その実数となっております。10月に内容を変更する際に、それまで利用された方にも御案内し、ほぼ、ほとんどの方が、そのまま、配食を伴う安否確認を選択されたところでございます。実は今現在、安否確認だけという利用の方はございません。皆さん、お弁当を頼んでいらっしゃいます。

○白倉委員

わかりました。じゃ、今現在といたしますか、平成27年度に関しても、安否確認だけというのはないんですね。ただ、ここで事業名を変更されていますので、安否確認だけということも、今後ありということなんですよね。

それと、もう1点確認ですが、お弁当をとられている方は必ず安否確認がついているということはしっかり確認してよろしいのでしょうか。

○江頭高齢福祉課長

白倉委員がおっしゃるとおり、10月以降は安否確認のみの利用も大丈夫でございます。この場合はですね、安否確認の費用は270円、業者さんが請求されますけれども、このうち150円を佐賀市が負担、支援をいたしまして、120円が利用者負担ということになっております。

それから、お弁当の利用が多い理由でございますけれども、このサービスは10月から業者が変わりましたけれども、お弁当を注文される場合については、安否確認の費用はいただかないというサービスをされております。私どもとしましては、お弁当を届ける際に安

否確認自体はしていただいているので、同じように150円をお支払いしておりますけれども、そういったこともございまして、例えば、400円のお弁当を頼まれたとしますと、業者は400円を請求いたしますので、佐賀市は150円を支援する。そして、残りの250円を利用者が負担をすることで安否確認もできるというふうなサービスになっております。

○白倉委員

それで、その業者が平成27年度の途中から変わっているんですが、これはもちろんどっちも名前は知っているんですが、どういうふうな、何というかな、業者を選ぶに当たってですね、何か基準とかいうのがございましたでしょうか。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

平成27年度の9月まではクッキングセンター佐賀のほうと契約をしておりましたが、佐賀市北部について、配達ができないというふうな通知がありまして、そういったことでちょっと検討いたしまして、安否確認だけでもできる、それからお弁当も配達できるというふうなことで検討した結果、10月からまごころ弁当佐賀店のほうと契約することにいたしました。

○白倉委員

配食サービスで安否確認というのが非常に以前から気になってたもんですから。それで、安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問し、利用者の安否を確認したということなんですが、平成27年度は安否確認だけの利用はなかったんですが、今後こういうこともあり得ますのでね、遠方の親族からいろんな部分で。

これはどういうふうなあれなんですかね。定期的に居宅を訪問し——150円の内訳です、それで何か——もし異常が感じられたときには、どういうふうなところで、どういうふうな、この安否確認をしていただいた業者が連携をとるように構築されているのでしょうか。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

安否確認につきましては、基本は要支援とか介護を受けておられる方も利用できますし、一般の方でも、もちろん使うことができます。ということは、要支援者の方でヘルパーを入れられる方も、もちろんいらっしゃいます。あと、例えば月、水、金とかで安否確認と配食サービスをされる方もいらっしゃいます。

弁当と一緒に安否確認という形で御自宅にお伺いして、高齢者の方に直接手渡しをしてサインなり印鑑をもらって確認をするようにしています。場合によっては、例えば、家族のところに行っておられたりとかして、弁当が配達できない場合とかがあったりしますので、そのときは弁当の業者が家族なり、事前に連絡いただいている方に連絡をして、それで、いらっしゃるということがわかれば、それで終了なんですが、それでもわからない場合には、高齢福祉課の職員に連絡がいて、御自宅にお伺いするというふうな段取りになっております。

○白倉委員

前もっての通知なしでおられない高齢者だとか、いろいろ大変なことはよくわかるんですが、この資料の中に、10月以降は、安否確認が必要な高齢者等に対して、定期的に居宅を訪問し、利用者の安否を確認したというふうに書いてありますが、定期的にとという言葉なんかも含めて、これはどういう意味なんでしょうか。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

定期的にとというのは、おたっしゃ本舗とかで、例えば月曜日、水曜日、金曜日というふうな形で、この日は安否確認を、弁当の配達を含めてお伺いするというふうなことで、定期的に伺うってというふうなことを決定するという意味の定期的です。何回以上というふうなことは、特には決めていません。

○重松委員長

ちょっと一般質問の形になってきておりますので、ずっと続けて質問されておりますので、ちょっとまとめて、きちっと質問をしていただきたいんですけども。

○白倉委員

ここに書いてある文章で、お弁当配達時というのがイコール定期的にということですか。この制度が変わっておりますので、事業内容の変更自体があつていますので、お弁当をとらなくても、従来、安否確認をすることができるということも含めて事業内容を変更されているわけでしょう、平成27年度で。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

安否確認だけを利用される方も想定してますので、その場合には、270円で150円を負担する形で定期的に訪問することが可能です。

(「週何回」と呼ぶ者あり)

決めてはないようです。

○重松委員長

具体的に、定期的という意味がわからないということですので、どれぐらいの間隔とか、そこら辺をきちっと説明してください。

○白倉委員

つまり、配食弁当を取るときみたいに、この安否確認においても、週に利用が1回ですとか2回ですとか、その方に応じてですね、そういうふうが決まって、この150円の分を佐賀市が負担するとか、そこんところを詳しく教えてくださいということです。

○重松委員長

詳しく答弁をお願いします。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

御本人が安否確認が必要な場合に、例えば、火曜日、木曜日とかにヘルパーの訪問だとか、月、水、金に配食と安否確認が必要という形で定期的に訪問するというようなことで、

高齢者の居宅での生活を保つというふうな事業です。

○白倉委員

そうしましたら、配食サービスの業者の方と、それとは別にヘルパーとも連携をされているということですか、この事業は。いや、私はですね、これを見て配食サービスの方が配食を伴わなくても、ルートの中で同時にその高齢者の安否確認をすると、そういうふうなこともちょっと想定していたものですから。

じゃ、150円の安否確認の部分、配食を伴わない部分を委託する場合は、ヘルパーとですか。ちょっとそこがすとのみ込めないんですよね。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

例えば、まごころ弁当の社員が、定期的に、月、水、金なら月、水、金で、安否確認だけの契約をされた場合には、月、水、金で訪問をされる形になります。

○高齢福祉課地域包括支援係長

この申請のお手伝いをさせてもらうのが、おたっしや本舗とかでもあるんですけども、その方が、せめて1日に1回は誰かが安否確認をできるようにという思いでしておりますので、介護保険とかでヘルパーが入られる日、デイサービスとかに行かれる日、それ以外で誰も会わず、ちょっとサービス利用もない、会う機会がないというようなときに配食サービス、もしくは安否確認をということで、そのときをきちんと一週間の計画の中で、おたっしや本舗が申請のときに入れさせてもらって、誰かが入るような形にするということで、間に安否確認を入れさせてもらっています。

○田中保健福祉部長

済みません、定期的という言葉が非常にわかりにくいと思いますけど、これは、利用者側から見ての定期的ということです。こちらが定期的に給付している、配食している、実施しているというのではなくて、相手が月、水、金に来てほしいと言えば、それを定期的にやるということを書いているので、少し文章として、わかりにくかったかもわかりません。そこはおわび申し上げます。

○白倉委員

改めて資料請求をお願いしたいんですけども、配食サービスを毎日受けられるわけじゃございませんよね。だから、そこで今設定をされている部分。それと、金額も含めて資料がございましょうから、それをいただきたいのと、それとこの事業が変わった安否確認に関しては、何て言うかな、その方の状態に応じて、利用限度みたいなものはないんですか。今の説明だったら、利用者がヘルパーとか配食サービスを使うか使わないか、そのあいている日、例えば、週3回入ってほしいと言えば、それもオーケーなわけですか。150円の負担は市がすると理解していいわけですか。

○江頭高齢福祉課長

利用限度というのは設けておりません。

○重松委員長

そしたら、資料請求が出ていますけれども、これは文教福祉委員会としての総意でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

総意ですので、資料の提出をお願いしたいと思います。

あとはよろしいですかね。

それでは、ほかにはないようでございますので、これで、高齢福祉費の質疑を終結いたします。

なお、委員の皆さんに申し上げます。お疲れだと思いますけれども、保健福祉部も控えておりますので、このまま昼まで続けていきますので、休憩等は随時お願いしておきます。

それでは次に、第3款第3項から第5項の保健福祉部所管分について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、第3款第3項～第5項 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第3項から第5項までの説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、御質疑を受けたいと思いますけれども。

○村岡委員

済みません、これも確認になるんですけども、資料番号20の117ページの訪問活動経費ですが、平成27年度が8,600万円ぐらいで、昨年が1億6,000万円ぐらいあったんですけど、この大きな差というのは何なんですか。

(「ちょっと確認してからお答えいたします」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

わかりました。じゃ、時間がかかるようでございますので、後で答弁をお願いします。

ほかに。

○山口委員

112ページの児童扶養手当給付経費で受給資格者が2,694人いながら、うち受給者が2,491人で約200の方が受け取られてないんですけども、このあたりの理由はこういったものでしょうか。

○成富福祉総務課長

受給資格は所得制限がございまして、所得をオーバーされた方が資格のみで実際に受給はされていないということになります。

決定の仕方として、資格があるという資格決定をした上で、全額支給停止という形で改めて通知をするような形です。といいますのが、年々によって所得が変わってまいりますので、資格を有しておれば、翌年度所得が下がったときに、その全部停止というものが解

除され、支給されるような形になろうということになります。

○山口委員

そしたら続いて120ページの生活保護の分なんですけれども、下の表で開始と廃止の理由別件数の合計の部分だけなんですけど、大体、この保護の開始というのは、年間この370とか352件とか、そういった形で来ているのか。それと、その保護の廃止というのは、大体こういう数字で、要は平成27年度分だけ見ると、平成27年度に開始が352件あって、その中で301件が廃止になったということではなくて、これはもうずっと前からの流れの中で廃止になったというふうに見ていいと思うんですが、件数としては大体これくらいの推移で来ているんでしょうか。

○土井生活福祉課長

件数としては大体こういう形で来ております。

それと、先ほど山口委員が言われていましたとおり、開始の件数がそのまま廃止ということじゃなくてそれぞれ別ということです。

○山口委員

122ページの災害救助経費の合計金額が書いてありますけれども、この金額の内訳というのは、火災と風水害等で違うのか、また、世帯の人員によっても違うのか、そのあたりいかがでしょうか。

○成富福祉総務課長

火災と風水害等は一緒でございまして、1人世帯の場合には見舞金が3万円となっております。2人世帯の場合が4万円、3人世帯の場合が5万円、4人世帯が6万円、5人世帯が7万円というふうになっております。5人世帯以上につきましては、お1人増すごとに1万円の増加という形になっております。

先ほどの数字は全壊の場合の数字でございまして、半壊、半焼につきましては、1人の世帯が2万円、2人の世帯が2万5,000円、以降、1人増すごとに5,000円ずつ加算されるようになっております。

○土井生活福祉課長

先ほど村岡委員から御質問があったことについてお答えいたします。

前年度と比較しまして、前年度の償還金、利子及び割引料が前年度と比較して減っております。この分につきましては、平成26年度の国からいただいた生活保護の補助金がほぼ、実績額と同じというようなことで返還金の額が減ったことによってこの23節の償還金、利子及び割引料の額が減ったということで、これが非常に大きい差となっております。

○重松委員長

よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようでございますので、これで第3項から第5項までの質疑を終結いたします。

次に、第4款第1項及び第10款第5項の保健福祉部所管分及び市民生活課所管分についての執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成27年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、第4款第1項、第10款第5項説明

○重松委員長

ただいま執行部から、第4款第1項及び第10款第5項の説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、質疑をお受けしたいと思えますけれども、何かないでしょうか。

○高柳委員

資料20の126ページ、子育て専門相談員室とすくすく子育て相談会は、私が読むに、内容が同じように捉えられるような中身でもあるし、何か違うかなというふうに捉えられるから、この2つの相談室、相談会について、ちょっと説明してください。

○健康づくり課母子保健係長

まず、子育て専門相談室というのは、1歳6カ月児健診と3歳6カ月児健診を実施しているんですけども、その中でも特にしつけとか、お母さんの育児に対する不安がすごく強いという方たちとかが、こちらの子育て専門相談室のほうに相談に入っていただくようにしています。

すくすく子育て相談会の場合は、同じように健康相談とか1歳半、3歳半健診のところで、どちらかという、発達障がい児のほうにちょっと特化したところで、どうしてもやっぱり多動とか、こだわりがあらわれるとか、そういうちょっと特徴的な症状があらわれる方に対してが、すくすく子育て相談会というところなんです。相談を受けていただいているところが、NPO法人のそれいゆで、発達障がいの支援事業をされているところなんですけども、そちらに委託をしておりますので、そちらから相談員が見えて、相談を受けていただいているところなんです。

○高柳委員

ということは、1歳半と3歳というようなちょっとした区分けという捉え方でいいんですかね。

○健康づくり課母子保健係長

一応、1歳半、3歳半、あと育児相談とか、あと普通は電話相談とかでも、相談にのっていますので、その中でどうしても区分けをしたところで、この方には子育て専門のほうがいいとか、この方はやっぱりちょっと特徴的に発達障がいのほうかなというところで、すくすく子育てを紹介したりとかするということをしております。

○白倉委員

125ページの歯科保健対策事業のフッ化物応用虫歯予防事業なんですけれども、125ページと126ページに回数等々は書いてあるんですが、今、実施の方法ですね、歯医者さんで実施するというふうになっていると思うんですが、そういったところと、それと実施人数は、全体のどれぐらいを占めているのか、その辺の説明をちょっとお願いしたいんですが。

○健康づくり課母子保健係長

フッ素塗布の場合は、今、歯科医のほうには依頼をしていなくて、1歳半と3歳半の健診のときと、あと11カ月の歯やか歯やか教室のときにフッ素塗布をしております。

○白倉委員

保護者説明会等々もされていますので、希望者は、対象のどれぐらいの割合になっているんでしょうかということです。両方含めて。

○健康づくり課母子保健係長

フッ素洗口の希望、実際されている園児数ですか。

○重松委員長

ちょっと質問内容はわかりますか。

○健康づくり課母子保健係長

ちょっと調べて答弁いたします。

○重松委員長

調べてからですか。

じゃ、答弁ちょっと時間かかりますんで。

そしたら関連で。

○松永憲明副委員長

関連をするわけですけども、これはですよ、126ページに保護者説明会が6カ所で188人と書いてあるんですね。実施しているのは、50カ所、2,479人が実施している。それじゃ、保護者のほうへの事前の説明というのが、これでいいのかどうか、それから、承諾の方法がどうなっているのか、この2つをまずお尋ねしたいと思います。

○重松委員長

2点出ましたけども、わかる方。

○大城健康づくり課長

今言われた、実施の50カ所については、全体では80園ありますので、80園のうちの50カ所ということになっております。そして、園からの希望——こちらのほうから相談をして希望があれば、園のほうに指導に行くというような形をとっておりますけれども、園のほうでも、このフッ化物に対して、進めているところと、自分のところの家庭でやるから、園のほうではやらないというようなところもございますので、そういった希望の箇所50カ所をやっているところでございます。

○重松委員長

2点出ましたけども、具体的な答弁ができれば。答弁に時間がかかるようでしたら、後でいいですよ。

○健康づくり課母子保健係長

先ほどの白倉委員の質問ですが、フッ素洗口の希望者率は、平成27年度で50園中96.9%で、保護者の希望をいただいています実施しているところです。

○重松委員長

そしたら、松永副委員長の質問に対しての答弁をお願いします。

○健康づくり課母子保健係長

フッ素洗口の6カ所の保護者説明会なんですけれども、一応、フッ素洗口をされますかということで、アンケート調査を実施しているんですけれども、検討したいというところとかは、うちのほうから、説明会を開いていただくようなことをしておりまして、それで最終的に実施をするということで実施されているところもあるんですけれども、それを聞いて実施されないところもあります。

○松永憲明副委員長

質問は、6カ所での説明会でしょう。あと残りはアンケート調査だけでやってあるのかどうか。6カ所の188人で、児童園児数からすると、相当な開きがあるわけですよ。相当な開き。それでいいのですかと聞いているんですよ。そういうやり方でいいのですかと。

○大城健康づくり課長

保護者説明会の6カ所というのは、新規で行っている分の6カ所ということになります。全体に対しては、この歯科の分については、フッ素関係の推進をするように御案内をしているところです。

○松永憲明副委員長

子供の親は変わってきていると思うんですね、継続してその園でやっておられてもですね。そういったことからしてですよ、保護者へのきちっとした説明、事前の説明は必要ではないかということなんですね。アンケートだけで済まされるものかどうかということなんですよ。

○田中保健福祉部長

済みません、説明が悪くて。これはもうかなり前からフッ素洗口をやっていますので、ちゃんと実施していただいている園はどうやればいいのかというのは熟知されていると思うんです、その園自体がですね。ですから、新たに入る園児の保護者に対しては、その園から、実施されているところから十分な説明をしていただいていると。ただし、今まだ50園しかしていませんので、ほかにも伸ばしたいというのは、方針として持っていますので、ただ、強制はできませんので、実施されたいところから説明をお願いされるときには説明に行って普及をしていると。ですから、ちょっと書き方がまずいのかもわかりません。この保護者説明というのは、新たに実施する、希望するところで開催している説明会とい

うこととなります。ですから、今までの既存のところについては、そのやっている園で、十分に説明をされている。それから、そういうところに対しても、希望があれば、保健師が行って、また保育士とかそういうところにはちゃんと話をしていると、そういう現状だということ御理解いただければと思います。

○重松委員長

よくわかったと思いますけど、よろしいですか。  
ほかに。

○山口委員

18番の資料の131ページで、救急医療対策費の委託料の700万円の不用額について、ちょっとそもそもと聞こえたので、もう1回その説明をお願いいたします。

それともう1点、20番の資料の137ページで看護師育成支援事業の約800万円、これを佐賀市医師会立看護専門学校に対し、運営費の一部を助成したとありますけれども、その目的、内容に看護学生の経済的負担の軽減とか、看護教育の充実を図るためとありますけれども、この金額の根拠というようなものはどういうものなのか、当然、医師会に一発でお渡しになるわけですから、その決算についての何らかのフィードバックがあっていると思いますので、そのあたりの実際何に使われているのかということまであわせて御説明ください。

○重松委員長

2点出ましたけれども、わかりますか。

○大城健康づくり課長

ちょっと順序は逆になりますけど、看護師育成支援事業の700万円でございます。この数字の根拠につきましては、佐賀県が補助を行っておりますけれども、その補助に対する4分の1を、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町で支払うというような形にしております。

その負担分については、人口割と、それから在校生の出身地割で計算をしまして、それぞれの市町で負担をしているものでございます。

それで、何に使われているかということにつきましては、看護学校の決算書を見ないと、ちょっと細かいところはわかりませんが、運営費のほうに使われているということで、その収入は、当然、看護学生の授業料ということになりますので、そちらのほうの負担が少なくなってくるというような形になっているかと思えます。

それから、先ほど言われた700万円ほどの残額、不用額の分を言われた分ですけれども、委託料の700万円ですけれども、この分につきましては、こども診療所の運営経費として、当初予算で700万円を組んでおります。700万円を計上しておりましたけれども、年度の最終日で、こども診療所の収支を見たときに、プラスになっておりますので、その700万円については、収支がマイナスになった場合に補填するというような形にしておりますので、

この700万円は丸々黒字であったために、不用額になったというものでございます。

○白倉委員

主要な施策の成果の説明書の137ページの、先ほどの看護師育成支援事業のことなんです。説明の中で県内就職が約6割と言われたんですかね。ちょっとその辺のところ、結局、これは何のためにこういう事業を始めたかというもとの予算づけは看護師不足をというふうなことでしたので、結果のほうをちょっと説明をお願いいたします。

○大城健康づくり課長

看護学校の卒業生の進路ですけれども、どこに行っているかですね。これは183人の方が平成27年度に卒業されておりまして、そのうち、就職先が佐賀市の分が96人ということで、6割と言いましたが、58%ぐらいが佐賀市のほうに就職をされているということになっております。

○白倉委員

わかりました。先ほどの補助の内訳は、中部広域管轄でありましたよね、県とですね。その中部広域管轄の中で佐賀市は、どういうふうな負担率になっているんですか。

○大城健康づくり課長

先ほど説明したかと思えますけれども、負担金については、佐賀市とそれから多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町のほうで負担をするということになっております。これにつきましては、大もとの金額につきましては、県の補助額の4分の1を各市町村で案分していくというような形になります。

それで、その案分の負担割合につきましては、人口割が1割、それから、在校出身地別の割合が9割ということで計算をしております。

○重松委員長

よろしいですね。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

ただ、ちょっと確認ですけれども、保健福祉部に対して、資料請求が高齢者福祉費で1件、社会福祉費で2件出ています。それと質問の積み残しが多分1件あったと思いますけれども、その分はわかりましたか。

○成富福祉総務課長

1つが、民生委員の中に自治会長を兼ねている者が何人いるかという話がございましたけれども、14名の方が、現在、自治会長を兼ねて民生委員をやっているようでございます。

それと、もう1つ、活動補助費についてでございますけれども、ちょっと資料を調べましたところ、現状出てきたのが、平成17年10月に合併しましたときに、この金額の9,700円

で統一して、活動費補助として金額が定まっているようです。それ以前の分はちょっとわかりません。申しわけございません。少なくとも平成17年10月の合併を機に、平成18年4月で一旦統一をしているようです。9,700円、その時点の数字でございます。それと、あと川副、東与賀、久保田と合併するときは、その金額に合わせてくださいということで、川副、東与賀、久保田でそれぞれ増額になっているところでございます。

○重松委員長

よろしいですか。

それでは、これで保健福祉部に関する議案審査はすべて終了いたしました。本当に大変お疲れさまでした。

執行部の方は退席いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○重松委員長

それでは、皆さん、大変お疲れさまでした。

あとですね、富士大和温泉病院事業会計の決算審査が残っていますけれども、これを1時半から再開いたしますので、それまで休憩いたします。お疲れさまでした。

◎午後0時19分～午後1時30分 休憩

○重松委員長

それでは、富士大和温泉病院事業会計の決算審査を行いますけれども、審査に入ります前に、執行部の皆様方に注意していただきたい点を申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明をお願いしておきます。なお、経常的な経費及び数字等の円単位までなど、決算額の数字を読み上げる必要はございませんので、よろしく願いしておきます。

また、答弁は役職にかかわらず質問に対して答弁できる方がされるようお願いしておきます。

それでは、議案審査に入ります。第72号議案 平成27年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算について、執行部の説明を求めます。

○大中病院事務長

説明のほうに入る前に病院長のほうが来ておりますので、一言を挨拶をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○重松委員長

はい、お願いします。

○佐野病院長

こんにちは。病院長の佐野でございます。一言御挨拶させていただきます。

御承知のように、2025年問題を見据えて、国の医療制度改革とか公立病院改革プランというのが着々と進んでいるわけですけれども、その中で非常に当院を取り巻く環境が厳し

いものがあります。ですが、職員一同頑張っ、何とか平成27年度分も黒字決算になることができました。それで、今から事務長に詳細を説明してもらいますが、どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○重松委員長

では、お願いします。

◎第72号議案 平成27年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計決算 説明

○重松委員長

ただいま富士大和温泉病院の説明がございましたけれども、この案件につきまして、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、何かないでしょうか。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

本日いただきました決算資料の1ページに、その他医業収益の中で、室料差額収益が約300万円、39%の減と前年対比の比率になっておりますが、富士大和温泉病院ぐらいの規模でいくと、これくらいは、病院の規模によっては、ほかの病院と比較されたことがあるのかどうかわかりませんが、仕方のないものなのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○大中病院事務長

まず、室料差額を取れる部屋というのが大体病床数の2割までというふうになっております。当院におきましては、17床分が現在までこういう室料差額が取れる部屋となっております。

昨年度は室料差額を取れる部屋につきましては、利用率が大体51%ほどございました。しかしながら、今回新たに地域包括ケア病床をつくったことで、丸々取れる部屋を一部、もう100%で回すような形にしている都合上、取れなくなったという部分、それと、もともと一般病床としてありました54床を44床に改めたということで、その分につきましては非常に動きがですね、患者さんをとれなくなったということで当院のほうを入れております。また、ほかの医療機関については、現在のところ、室料差額がどの程度取れているかということは確認しておりません。

○山口委員

まさに平成27年度から一般病床の54床の中で10床を地域包括ケア病床として運用された、それで約1年たったわけなんですけれども、例えば、考え方によってはその10床をさらにもう少し増床するだとか、逆に減らすだとか、つまり、この差額分というのは、本人さんが希望すればその分取っていいけれども、病院側の条件で行ってくださいといった場合はその差額分は取れないということになるわけですね。ですから、その10床というものを今後また増床してみたり、逆にまた減らすだとか、そういうふうな検証というのも今後必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりとの兼ね合いはいかがで

しょうか。

○大中病院事務長

先ほど言われました地域包括ケア病床の部分につきましては、現在10床でございます。やはりここにを入れる患者様につきましては、とにかく手厚い理学療法士のリハビリであったり、退院支援を行うなどということで、そこにやっぱり従事すべき人を置かなければならないということと、あとは患者さんがですね、仮に15床とか20床にした場合というのは、実はそういった患者さん以外にも非常に医療度の高い方を置いとかなければならないというふうな実は問題もあります。1割以上の方はそういうふうに医療度の高い方を入れておきなさいというふうな縛り、そういったものもございますので、今この包括ケア病床のほうは10床ございますが、1名の方は、やはりそういった特定の方を置かなければならないという部分がございますので、どうしてもそれをふやした場合に、そういう患者さんを入れることがなかなかできないというふうな部分がございますので、包括ケア病床そのものについては、なかなか容易でないという状況であります。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかにないようでございますので、これで富士大和温泉病院の決算の質疑を終結いたします。

それでは、これで本日予定しておりました議案審査を終了いたします。

執行部の方は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

本日の審査を終了いたしますけれども、審査に関しまして、現地視察の希望はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということで、お受けいたします。

次に、本日の決算審査において当委員会としての意見、提言を取りまとめる案件の候補として、さらにその協議、検討が必要な案件はございますでしょうか。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○重松委員長

そしたら、これらの案件についての説明を受ける日にちを9月5日月曜日の委員会において執行部から説明を求めたいというふうに思っております。

それでは、きょうはこれで終わりたいと思っておりますけれども、あした9月1日木曜日は、きょうと同じく午前9時を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで文教福祉委員会を終了いたします。